

令和 2 年 7 月 6 日
電力・ガス取引監視等委員会

託送供給等約款の変更の認可に関する意見 聴取について意見を回答しました

電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた一般送配電事業者（10社）の託送供給等約款の変更認可の申請について審査を行い、本日、当該認可を行うことに異存がない旨を回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

令和2年6月19日付けで、一般送配電事業者（10社）より託送供給等約款の変更認可の申請（電気事業法第18条第1項）があり、7月2日付けで経済産業大臣から当委員会宛てに意見の求めがありました（同法第66条の11第1項第5号）。

本日の電力・ガス取引監視等委員会において、変更認可申請内容について、審査を行った結果、電気事業法第18条第3項第2号、第4号、第5号及び第6号に照らし、適合していると認められたため、本日、経済産業大臣へ当該認可を行うことに異存がない旨の意見を回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

託送供給等約款の変更の認可について（回答）

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課長 田中
担当者：松元
電話：03-3501-1585（直通）